



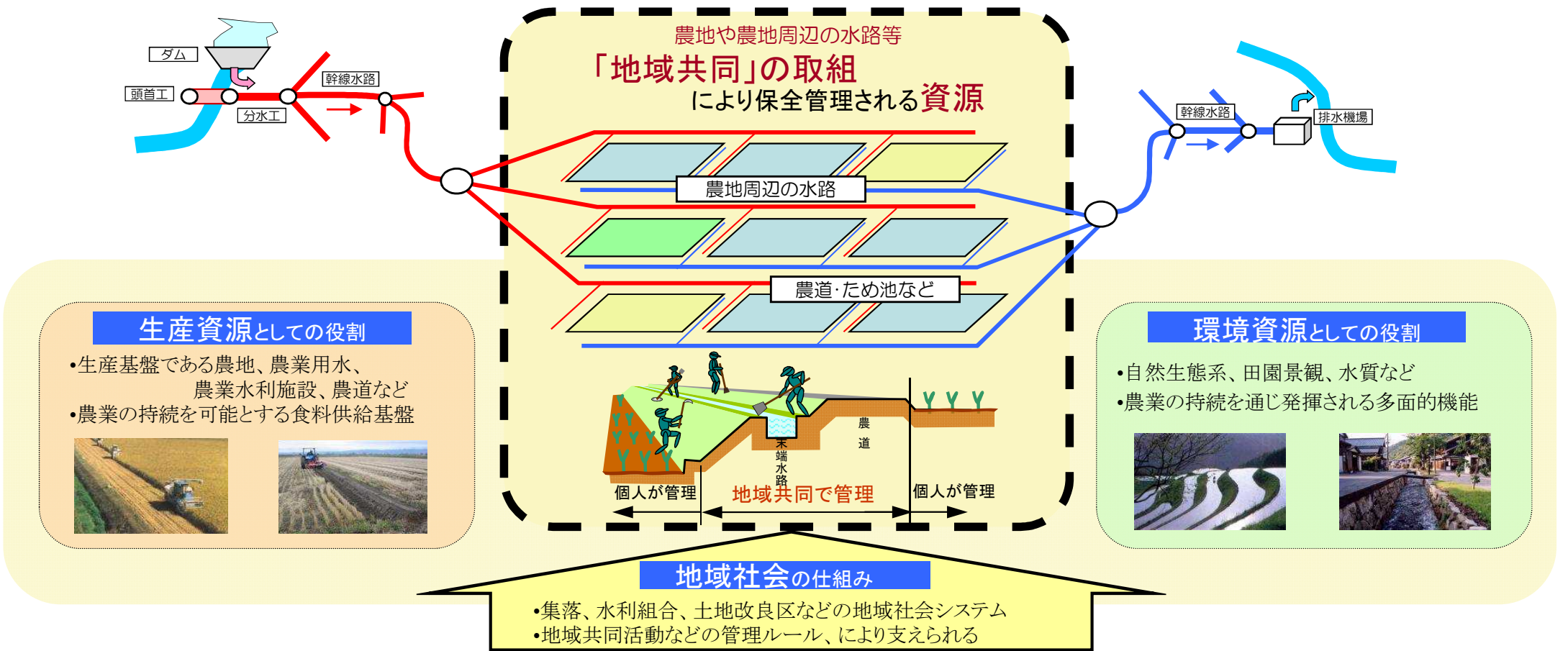
農地・水・環境保全向上対策について



農林水産省農村振興局 設計課長 齊藤 政満

1. 施策導入の背景

- 農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮を支える「社会共通資本」。
- とくに、農地や農地周辺の水路、農道などの資源の多くは、これまで集落など地域の共同活動により保全管理。
- 近年の集落機能の低下により地域共同活動が衰え、力強い農業構造の実現や活力ある農村の振興に支障。

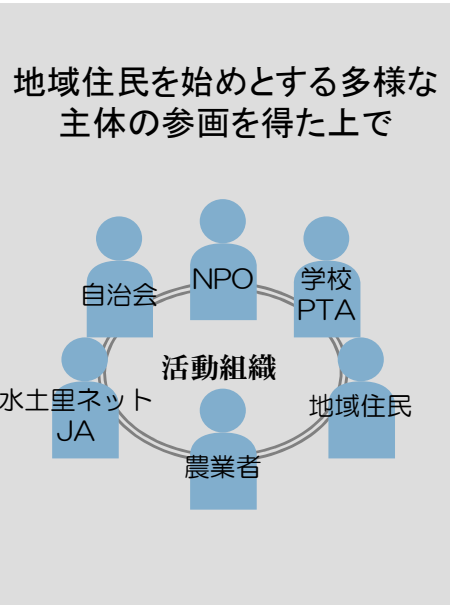


2. 施策の概要

- 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、
 - (1)地域住民を始めとする多様な主体の参画を得た上で、
 - (2)草刈りや水路の土砂上げなどの「基礎部分」のみならず、施設の長寿命化などを行う「農地・水向上活動」と、生態系保全や景観形成などの「農村環境向上活動」を実施した場合に支援(共同活動支援)を行い、
 - (3)環境負荷低減に向けた先進的な営農活動を実施した場合に、更なる支援(営農活動支援)を行う。

地域協議会

活動組織をサポート



共同活動への支援

地域共同による効果の高い取組を行う活動経費を支援

○基礎部分(草刈りや水路の土砂上げなど)

資源の適切な保全に必要な最低限の活動に加えて、質的向上を図る取組を実施



○誘導部分

- ・農地・水向上活動(施設の長寿命化など)
- ・農村環境向上活動(生態系保全、景観形成など)



更に環境にやさしい農業を実施

営農活動への支援

- 共同活動に加えて、
- ・地域全体の農業者により環境負荷低減に向けた取組を行った上で、
- ・地域でまとめて化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組を行った場合、取組農家に配分可能な交付金を交付



(1) 支援の内容

① 共同活動支援

- 活動の項目を列挙した活動指針を指標として、効果の高い取組に相当する活動を行う地域を支援。
- 支援水準は、農地・水等の資源を適切に保全管理するために必要な基準的な共同活動量を基に、国、地方、農業者の役割分担を踏まえて算定。(国:地方=1:1)
- 活動組織内の農地面積に応じて交付。

支援の要件と支援水準の基礎

活動指針		支援の要件=効果の高い取組	
誘導部分	農地・水向上活動 (施設の長寿命化など)	活動指針に列挙した活動のうち、 実践活動の5割以上の活動項目 を実施	} 選択的 必須要件
	農村環境向上活動 (生態系、景観など)	活動指針に列挙した活動のうち、 1テーマを選択し4項目以上の活動項目数 を実施	
基礎部分	資源の適切な保全管理	全ての活動項目 を実施	

支援の水準

	10aあたり単価 (国の支援分)	10aあたり単価 (国と地方の合計)
水田(都府県)	2,200円/10a	4,400円/10a
畑(都府県)	1,400円/10a	2,800円/10a
草地(都府県)	200円/10a	400円/10a

②営農活動支援

- 営農活動への支援を受けるためには、集落等を単位として、①地域全体の農業者により環境負荷低減に向けた取組を行った上で、②地域で相当程度のまとまりをもって、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な取組実施することが要件。
- 営農活動への支援水準は化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する等先進的取組に必要な技術の掛増し経費を基に、国、地方、農業者の役割分担を踏まえて算定。(国:地方=1:1)
- 環境負荷低減する先進的な取組に対して、取組面積に応じて交付(先進的営農支援)
- また、地域の環境負荷低減に向けた取組を進めるための一定の推進活動経費を交付(営農基礎活動支援)

支援の要件

①と②を一体的に行うことが必要

① 相当程度のまとまりをもって、化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する等の先進的取組

- 化学肥料と化学合成農薬の使用を原則5割以上減らすこと
- 持続農業法によるエコファーマーの認定を受けること
- 地域で一定のまとまりをもった取組であること

まとまり要件(取組実態に応じて次のどちらかを選択)

- 各作物ごとにみて…集落等の農家のおおむね5割以上
- 作物全体でみて…集落等の作付面積の2割以上かつ農家の3割以上

② 地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた取組

- 地域で選定した取組を地域の8割以上の農家が取組みむこと



(例)たい肥の散布

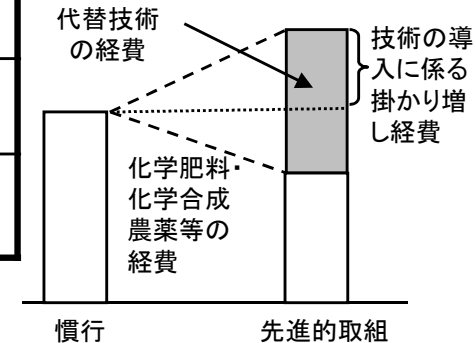
支援の水準

①と②をあわせて活動組織に対し支援(①については取組農家へ配分可能)

① 先進的営農支援

作物区分	10a当たり単価 (国の支援分)	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水稲	3,000円/10a	6,000円/10a
麦・豆类	1,500円/10a	3,000円/10a
いも・根菜類	3,000円/10a	6,000円/10a
果菜類・果実的野菜	9,000円/10a	18,000円/10a

○支援単価は技術の導入に係る掛かり増し経費に着目して設定



② 営農基礎活動支援

一営農活動区域当たり 20万円(国と地方の合計)

3. 取組状況

(1) 実施状況(平成19年度)

- 共同活動支援に取り組んでいる市町村数は1,245。そのうち、営農活動支援に取り組んでいる市町村数は342。
- 活動組織数は17,122。そのうち、営農活動支援に取り組む活動組織数は2,029。
- 共同活動支援の取組面積は、約1,160千haであり、地目別シェアは、水田78%、畑19%、草地3%。
- 営農活動支援のうち先進的取組実施面積は約44千haであり、先進的営農支援実施面積の作物別シェアの上位は、水稲85%、麦・豆類9%。

<共同活動支援の実施状況>

市町村数	活動組織数	取組面積(ha) 下段はシェア(%)			
		田	畑	草地	
1,245 (20)	17,122 (240)	1,160,351 (15,231)	901,727 (14,153)	224,891 (1,073)	33,733 (5)
		100.0%	77.7% (92.9%)	19.4% (7.0%)	2.9% (0.1%)

※表の数値は四捨五入を行っているため、合計とその内訳が一致しない。()内は山口県の数値。

<営農活動支援の実施状況>

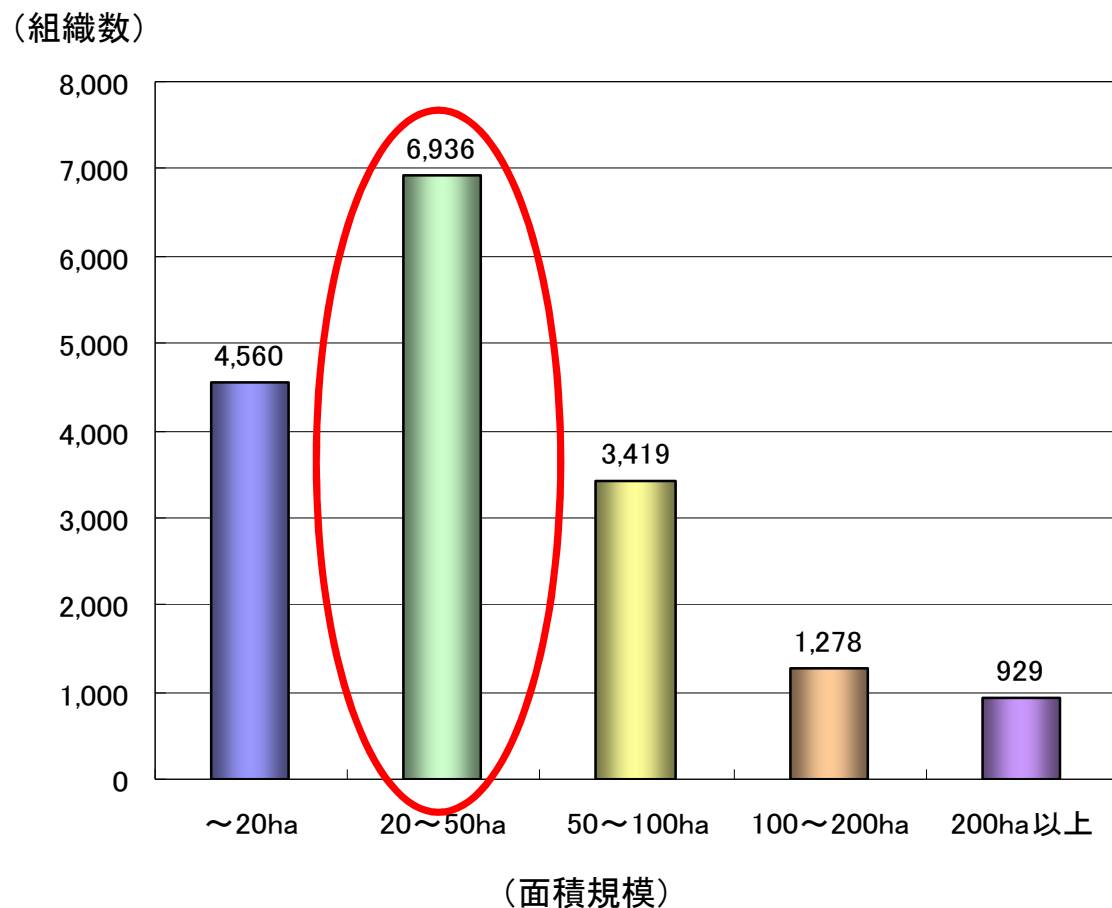
市町村数	活動組織数	区域数 営農活動	先進的営農支援実施面積(ha) 下段はシェア(%)		
			合計	水稲	水稲以外
342 (7)	2,029 (22)	2,289 (24)	43,726 (293)	36,975 (273)	6,751 (20)
			100.0%	84.6% (93.2%)	15.4% (6.8%)

(2) 面積規模別の活動組織数(平成19年度)

○活動組織の規模(協定範囲)は、農地・農業用水等の資源や環境を最も保全しやすいまとまりを地域の実情に応じて設定することができる。

○面積規模別では20～50haが6,936組織(40.5%)と最も多くなっており、50ha未満の活動組織数は全体の67%を占めている。なお、1活動組織当たりの平均面積は約68ha。

<面積規模別の活動組織数>



<1活動組織当たりの平均面積>

(単位:ha)

北海道	府県	全国	山口県
540	54	68	63

(3) 活動組織の構成員(平成19年度)

○農業者以外に参画している団体では、自治会、子供会、女性会が多い。

○自治会は全活動組織の約9割に参画しており、次いで子供会が約5割、女性会が約4割となっている。

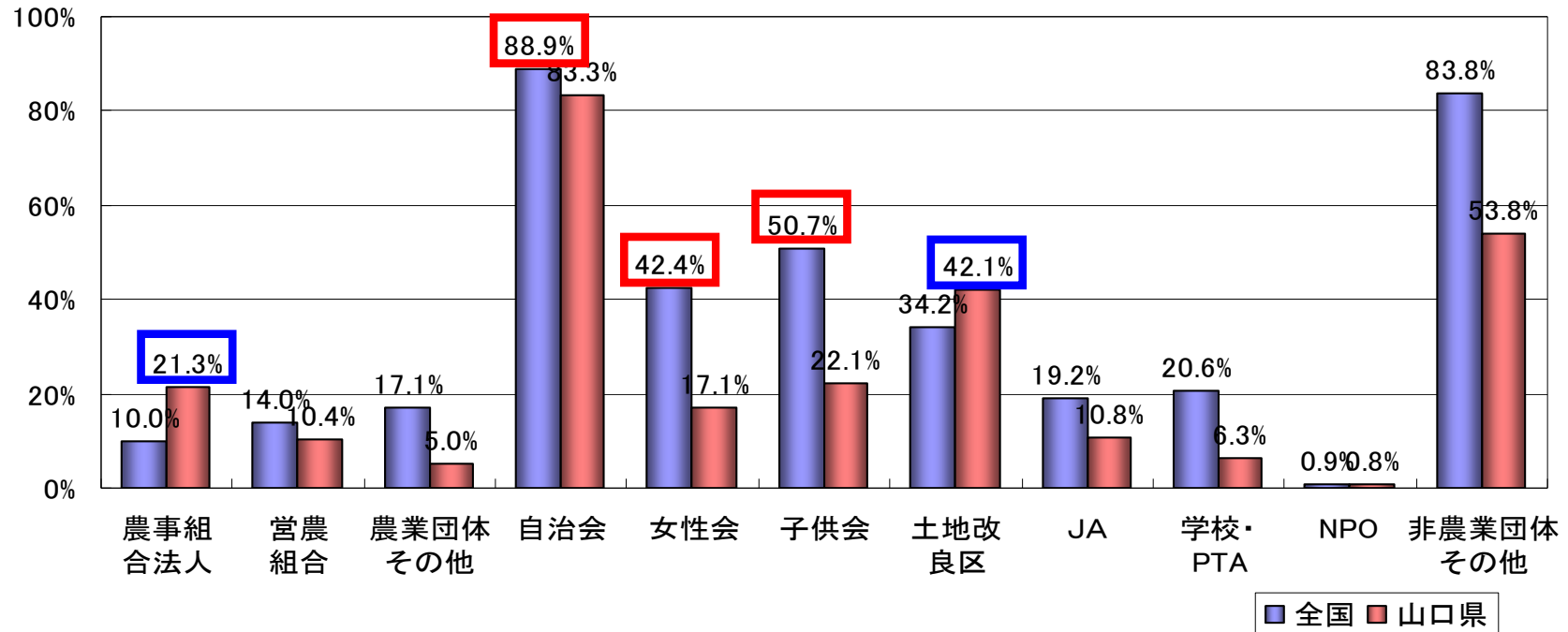
<団体数の内訳>

農業者(団体)				農業者以外(団体)								
計	農事組 合法人	営農 組合	その他	計	自治会	女性会	子供会	土地改 良区	JA	学校・ PTA	NPO	その他
13,740 (101)	2,815 (58)	3,565 (29)	7,360 (14)	100,762 (1,295)	25,132 (679)	8,628 (51)	10,273 (76)	6,346 (113)	3,519 (27)	4,836 (17)	167 (2)	41,861 (330)

※上表は各団体の総数。()内は、山口県の数値。

※農業者の「その他」は特定農業法人など、農業者以外の「その他」は老人会、水利組合、消防団など。

<全国(17,122組織)と山口県(240組織)の活動組織に占める各団体の参画の割合>



3. 施策の効果

(1) 基礎部分の活動状況

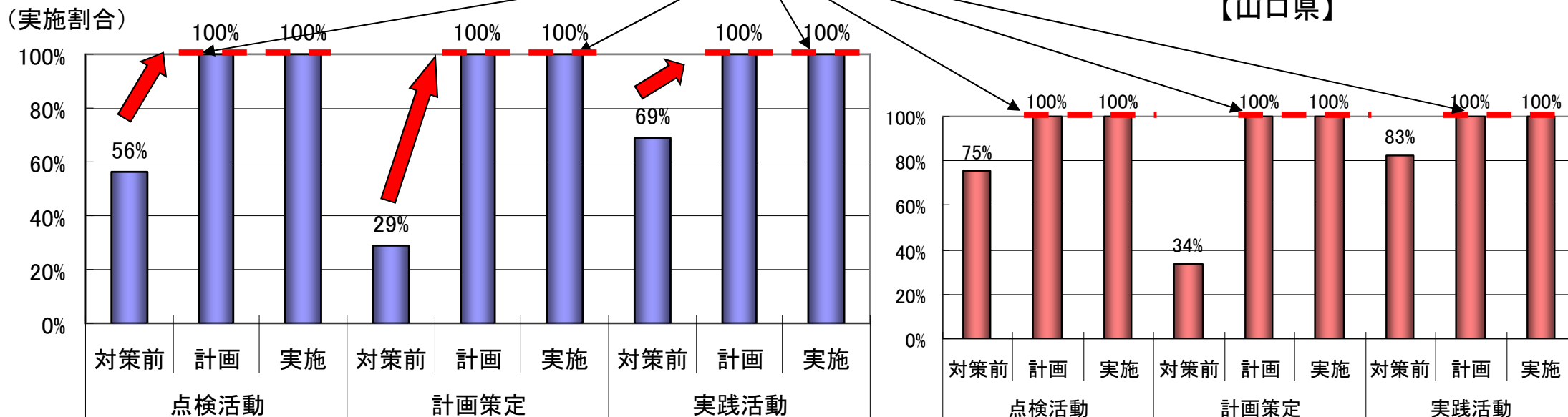
○活動組織が市町村と協定を締結する際に作成する活動計画に位置づけた活動(計画)は、基礎部分の活動項目については、すべてを実施することが要件となっていることから、本対策に取り組む以前の活動(対策前)が大幅に増加し、計画及び実施ともにすべての活動組織が実施している。

<基礎部分の活動実施割合>

国が定める要件

【全国】

【山口県】



※基礎部分の活動：農地や農業用水等の資源を適切に保全するための活動（施設の点検、計画の策定、水路・農道法面の草刈りなど）

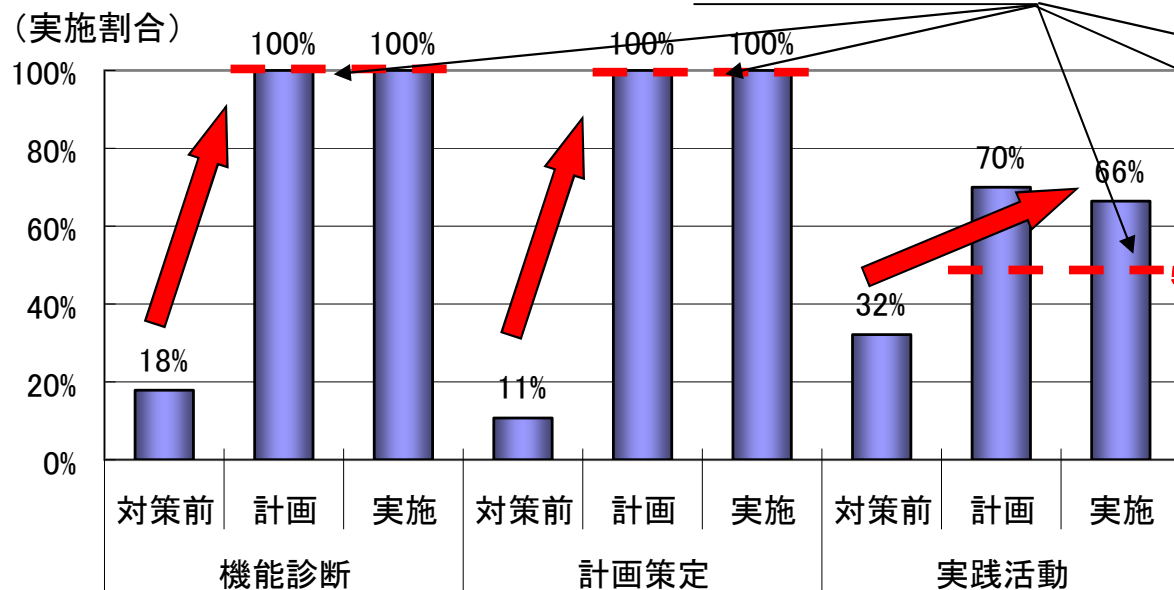
(2) 農地・水・向上活動の活動状況

○機能診断及び計画策定については、本対策への取り組む以前(対策前)の実施割合は、それぞれ18%、11%と低かったが、実施では要件どおり100%の実施割合となっている。

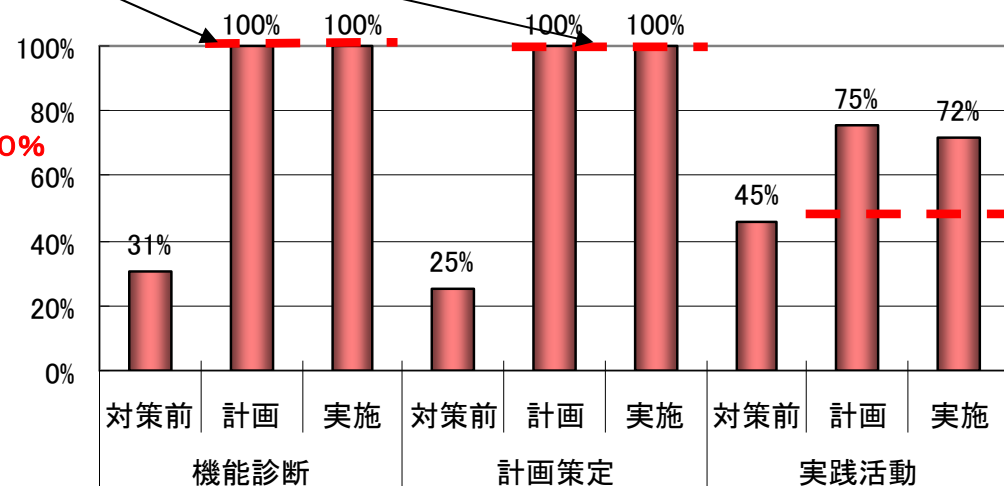
○実践活動については、計画の70%に対し、実施が66%と若干低くなっているものの、国が定める要件(50%以上)よりも大幅に高くなっており、多くの活動組織が積極的に活動している。計画に対し実施が低い要因として、「初年度で取組に不慣れなため当初計画どおり遂行できなかった。」という聞き取り結果がある。

<農地・水向上活動の実施割合>

【全国】 国が定める要件



【山口県】

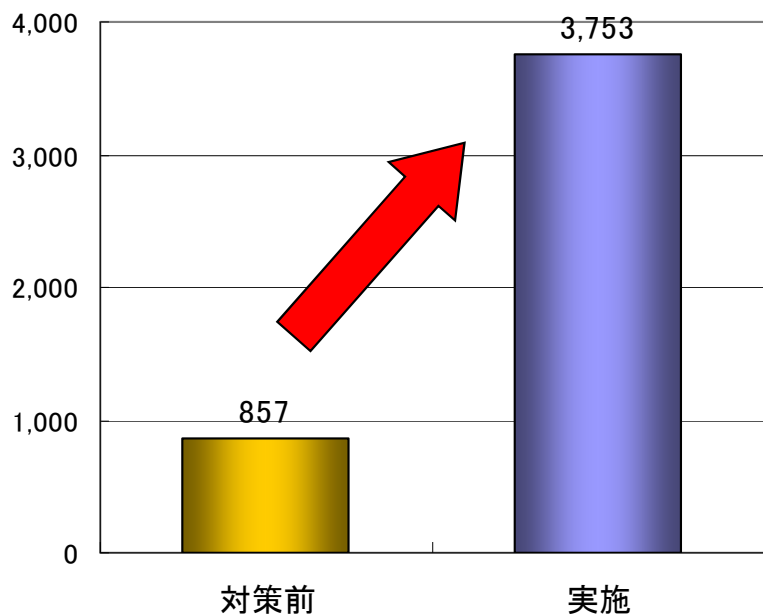


※農地・水向上活動：施設の寿命を延ばすためのきめ細やかな保安全管理を行う活動（施設の機能診断、計画の策定、施設の補修など）

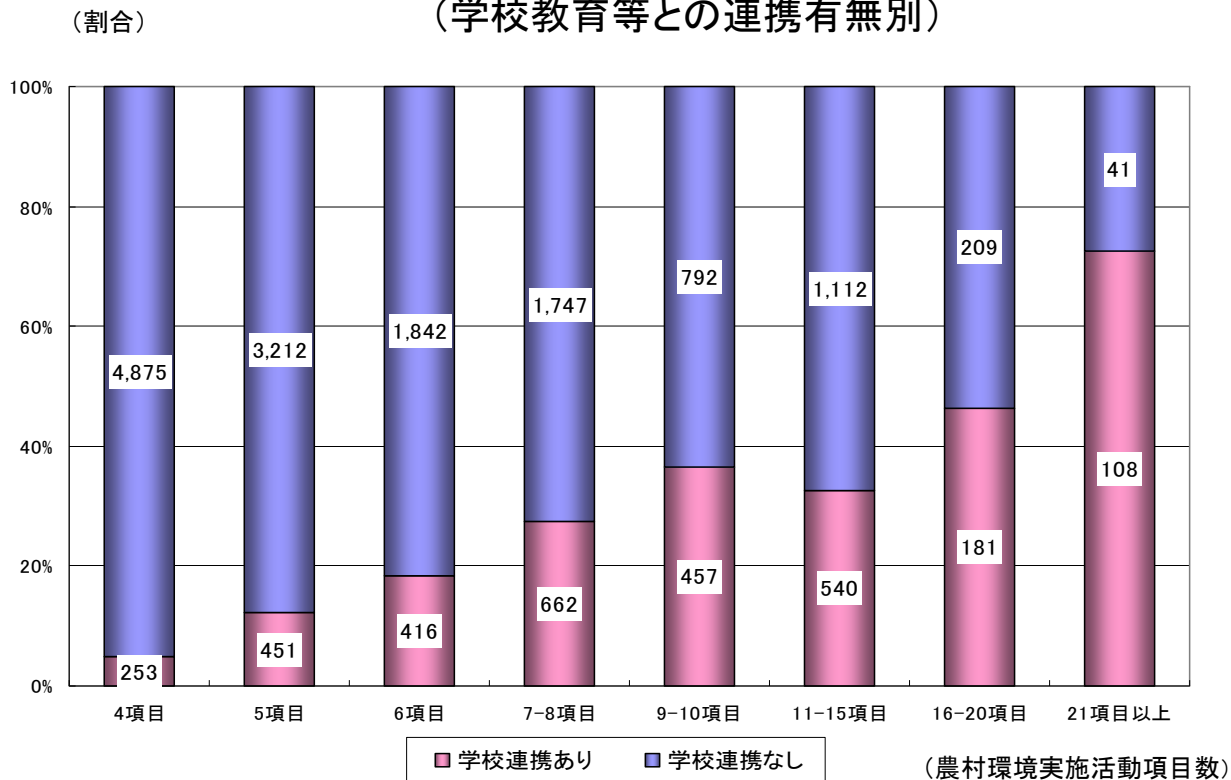
(3) 農村環境向上活動と学校教育等との連携

- 本対策への取組を契機に学校教育等と連携を行っている活動組織は、3,733組織(延べ数)と大幅に増加している。
- 農村環境向上活動の実施を、学校教育等との連携の有無別に比較すると、多くの活動項目を実施している活動組織の方が「連携あり」の割合が高いことがわかる。

<学校教育等との連携を実施した活動組織数(延べ数)>



<農村環境実施活動項目数別活動組織割合>
(学校教育等との連携有無別)



注) グラフ内の数値は、活動組織数

4. 取組事例

①

農業生産基盤の
保全・向上

手作りで農産物直売所を設置し地産地消に取り組む

かてつ
嘉鉄の畑と水と緑を守り隊（鹿児島県大島郡瀬戸内町）

- 協定農用地内に約2.0haの遊休農地の存在を確認、うち約0.4haで伐採作業を行い、耕作可能な状態まで保安全管理し、一部では野菜の栽培を行った。
- 共同活動に使用する資機材の倉庫を兼ねた農産物直売所を、活動組織構成員が手作りで建設。地域住民等との交流活動の場としても活用するとともに、再生された遊休農地も含め、地域で生産されたピーマン、なす、ネギ、トウモロコシを販売。
- 「ゆりどころ」には46名の農家が野菜を出荷しており、供給が追いつかないほどの好調な売れ行き。
- 農業者等の生産意欲が高まり、遊休農地の解消と地産地消の取組が図られている。

【地区概要】

- ・取組面積 25.0ha(畑 25.0ha)
- ・資源量
 - 開水路 6.9km
 - パイプライン 4.9km
 - 農道 5.0km
- ・主な構成員
農業者46人、嘉鉄集落会、老人クラブ、婦人会、子供育成会等
- ・交付金(H20)
700千円(共同活動支援)

荒れた農地を再生



荒れた農地を伐採して下準備



耕作可能となった農地に野菜を作付け

自主施工で直売所を建設



若い農業者が中心となり、材料の切り込み、基礎コンクリートの打設など、自分達の手で施工。材料費は18万円程度。



誰でも気兼ねなく集える場所となるよう「ゆりどころ」と命名。
※「ゆりどころ」とは皆で集まる場所という意味。

地域資源交流所で販売



再生した遊休農地で栽培した野菜も並ぶ



売れ行き好調で供給が間に合わないほど

こあらかわ

小荒川地域資源保全向上組合（秋田県美郷町）

- いちはやく物質循環に着目し、身近な取組として食用廃油の回収を実践して、生活排水による水質汚濁軽減に取り組んできた。
- 対策の導入を契機に地域内の休耕田1.36haに菜の花の播種を行い、良好な景観を形成することができ、好評を博した。
- 刈取り後の菜種から食用油を作り、さらに廃食油をBDF(バイオディーゼル燃料)化し、景観形成活動に必要な作業機械の燃料として使用し、一連の物質循環を構築することが目標。

【地区概要】

- ・取組面積63.7ha
(田63.4ha、畑0.3ha)
- ・資源量
開水路18.0km 農道13.7km
- ・主な構成員
農業者、農業者以外、自治会、JA、生産組合、水土里ネットほか7団体
- ・交付金(H20)
2,749千円(共同)

物質循環の進め方

下水の終末処理場の機器類に油がこびりつき維持管理に多額の費用がかかる。

家庭から廃油を流さなければ終末処理場の維持管理費が低減できる。

小荒川会館にドラム缶を設置し、廃食油の回収を呼びかけ。

水質汚濁を軽減

BDFとして再利用し、CO₂排出を抑制

環境負荷の低減(農村環境保全)



公民館に廃食油回収缶を設置し、廃油の回収を呼びかける。

休耕田への菜の花植生

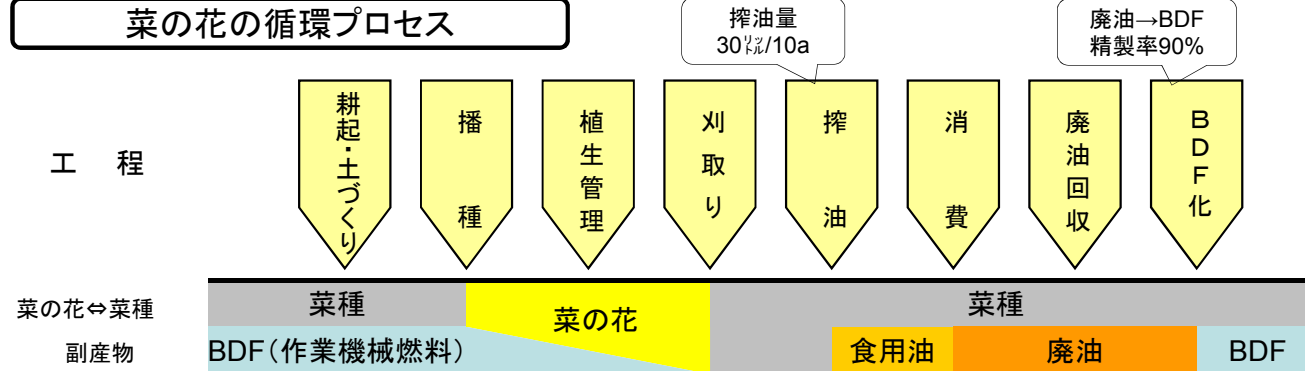


耕起作業のトラクターは、食用廃油から製造されたBDFを燃料としている。

9月に播種した菜の花が、翌5月に見頃に。



菜の花の循環プロセス



さかつら

逆面エコ・アグリノ里（栃木県宇都宮市）

- 幹線水路や収穫後の田畑において生きもの調査を実施するとともに、地域の野草である『キツネノカミソリ』の保護活動を開始し、貴重な生物・植物が身近にあることを知り、地域のまとまりが強化。
- さらに、地域内の山林に生息するフクロウの保全のため、NPO法人「グランドワーク西鬼怒」と連携し、生態系保全活動にも取り組んでいる。
- また、平成20年度からは、フクロウを頂点とした健全な生態系を作るために取り組んだ、減農薬・減化学肥料栽培米について商標登録を出願し、ブランド化を図る。

【地区概要】

- ・取組面積 123.3 ha(田 123.3ha)
- ・資源量
開水路20.2km 農道25.2km
パイプライン 3.2km
- ・主な構成員
農業者、自治会、子供会、
田原小学校、宇都宮大学、
NPO法人グランドワーク西鬼怒 等
- ・区域内農用地面積 111.5ha
- ・先進的営農取組面積 水稻64.7ha
- ・交付金 (H20)
5,108千円(共同活動支援)
4,081千円(営農活動支援)

生き物調査により地域の宝を再発見



子供達が参加した生き物調査



草刈りをすればするほどきれいに咲きほこるキツネノカミソリ



フクロウの保全活動

フクロウを頂点とする
逆面地区の水田生態系



トウキョウタルマガエル ツチガエル



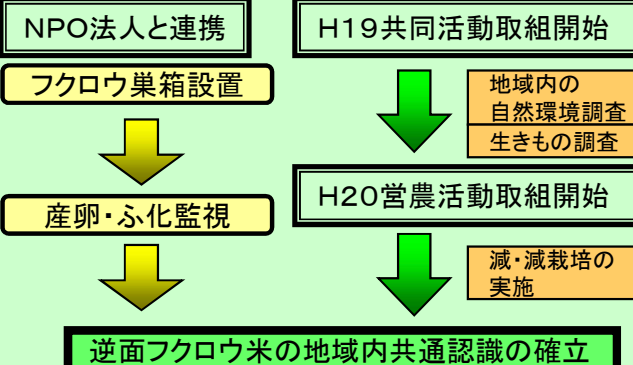
フクロウの巣箱の設置、監視活動に取り組んでいる。



フクロウの赤ちゃん

『ふくろう米』プロジェクト

フクロウ米への展開プロセス



④

イベントの開催

畦畔管理を兼ねた「シバザクラの里」で集落活性化

のみ
乃美エコクラブ（広島県東広島市）

- クラブの代表を中心として、防草シートにシバザクラを組み合わせるにより、草刈作業の不要化を試みた。特に平成19年度には、高さが16mもの法面へシバザクラを植栽。
- イベント(シバザクラ祭り)や育苗・植栽技術講習会を開催し、当地域の活性化と他地域での技術の伝播も進めている。
- さらに、田んぼの生き物調査や多く存在するため池を活用した新しいイベントの開催、特産物の開発等を計画しており、集落活性化に向け前進。

【地区概要】

- ・取組面積 59.8ha
(田 57.0ha、畑 1.1ha)
- ・資源量
開水路 24.3km
農道 14.6km ため池30箇所等
- ・主な構成員
農業者、県立高校、建設会社、
シバザクラ愛好会等
- ・交付金(H20)
2,745千円(共同活動支援)

防草シートを使った畦の管理作業の負担軽減



- マルチ被覆とシバザクラを組み合わせた大規模畦畔管理技術により、草刈り作業を省力化と用水路への土砂の流入防止が図られた。

シバザクラ植栽面積1.6ha
(うちH19年度の農地・水・環境保全向上対策で施工14a)



被覆植物(シバザクラ)による地域の活性化



- 4月頃には、「乃美シバザクラ祭り」を開催。地元観光協会やマスコミと連携し、“シバザクラの里”として広くPRするとともに、シバザクラの販売や栽培技術相談も受付。

《乃美シバザクラ祭り来場者数》

第1回(17年度) 1260人



第4回(20年度) 2200人

※開花時期(30日間)には述べ1万人余りが来場。

活動を通じて更に次のステップへ



《平成20年度の新たな取組》

- ・自主施工による水路の補修等
- ・田んぼの生き物調査、水質調査
- ・大学、県立高校と共同で外来雑草の調査・まん延防止対策

- さらに、ため池を利用した新しいイベントの開催や特産物の開発を計画。



⑤

NPO法人化

NPO法人化で組織体制の強化

せきほくのう すい かんきょう

NPO法人関北農・水・環境保全会（福島県福島市）

- 当地域では、長期間放置された桑園や老朽用排水路の保安全管理活動を行う必要性を感じていた住民が、対策導入を契機に、農事組合、自治会を中心に組織体制を構築。
- 組織を安定的なものとし、長い期間にわたって活動を続けられるようにするため、早期にNPO法人化し、効果的に水路補修技術の習得等の促進費対象活動を実施。
- 農村環境の保全整備はもとより、食料や農業への関心の高まりに対応するため都市と農村の交流活動の促進を目差す。

【地区概要】

- ・取組面積35.4ha
(田23.8ha、畑11.6ha)
- ・資源量
開水路13.0km 農道7.6km
- ・主な構成員
農業者、農事実行組合、町内会、婦人会、老人会、PTAなど
- ・交付金(H20)
1,777千円(共同活動支援)
737千円(営農活動支援)

資源保安全管理体制の構築



遊休桑園の存在、用排水路の老朽化が地区の課題に



対策の導入により、地域ぐるみで保安全管理に取り組むこととなった。

同時に、組織体制をより確固たるものとするべく、**NPO法人化を検討**

技術を習得・蓄積



(水路側壁の補修)

(鋼材加工)

建設業者などの指導を受け補修技術等のノウハウを学ぶ。

これからは自らの手で可能なように・・・。

NPO法人化

将来的には、地域内のみならず都市部や周辺地域の人々を包含しながら活動する必要性が生ずることが予想され、その受け皿となる体制を構築することが必要

平成20年3月4日に福島県知事より認証を受け、3月7日に法人登記と同時に設立。

これからの活動

NPO法人関北農・水・環境保全会の目的

この法人は広く県民に対して、食糧供給に係る農業生産環境の保全や憩いの場の提供に繋がる農村環境の維持向上に関する広範な事業を行い、農業生産の持続的発展と多面的機能を持つ農村環境の永続的改善をととして県民生活の向上に寄与することを目的とする。

食料・農業への関心に応えるための“場”として地区内の遊休農地を実習畑に提供



団塊世代や若者を新規就農者として育成する「農のマスターズ大学」(福島市主催)における実習畑

5. 事務手続の簡素化

before (H19見直し前)

○本対策については、申請・報告の書類作成など、事務手続が複雑で分量も多く、簡素化して欲しいとの声が多く、多くの地域から寄せられていた。

■申請書類(14項目)

- 採択申請書
- 活動組織規約
- 構成員一覧表
- 役員一覧表
- 市町村との協定書
- 対象となる資源(表)
- 地域の目指すべき方向
- 活動の概要
- 交付金の対象外の活動
- 構成員の役割分担
- 資金計画
- 位置図
- 地域活動指針チェック表
- 面積調書

■報告書類(5項目)

- 実施状況報告
- 収支実績報告
- 遊休農地面積
- 写真整理帳
- 活動参加人数

■確認資料

写真	1作業3枚(作業前・中・後)
作業日報	1日1枚
領収書	・作業毎に領収書を添付 ・領収書整理帳を作成

■手続きマニュアル

【記入例】
260ページ

before (現行)

○平成19年度から、申請書類の5割削減、報告書類の4割削減など、申請・報告手続きと確認事務を大幅に簡素化。

■申請書類(7項目) **5割削減**

- 採択申請書
- 活動組織規約
- 構成員一覧表
- 市町村との協定書
- 対象となる資源(表)
- 位置図
- 地域活動指針チェック表

■報告書類(3項目) **4割削減**

- 実施状況報告
- 収支実績報告
- 写真整理帳

■確認資料 **5割以上削減**

写真	原則1作業1枚
作業日報	原則1日1行
領収書	・レシートでも可 ・袋に入れての保管でもよい

■手続きマニュアル **1割以下に削減**

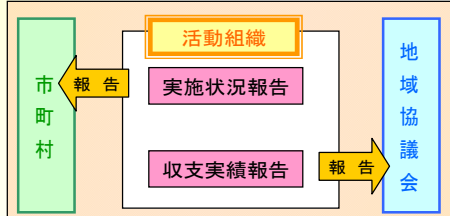
【簡易版を作成】
20ページ

after (見直し後)

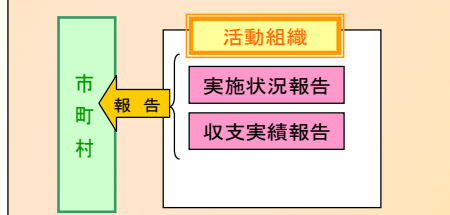
○さらに、平成20年度からは、地域からの要望を踏まえて、更なる簡素化を実施。

■報告回数 **2回→1回(半減)**

【現行】(2回)



【見直し後】(1回)



※収支実績報告は市町村から地域協議会へ送付

■収支実績報告の提出期限

地域協議会から地方農政局への提出期限
4月10日まで → **5月末まで**

※活動組織から地域協議会(市町村)への提出期限はそれぞれの地域協議会が設定。

■文字が大きく見やすい様式を作成

- 申請書類
 - 地域活動指針チェック表
- 報告書類
 - 実施状況報告

文字が大きく見やすいバージョンの様式を作成し、この様式を使用することも可とする。

■位置図については既存の図面に書き込んだものでも可とする